

佐野市告示第159号

国土調査による地図及び簿冊の閲覧について

佐野市植上町の一部及び若宮上町の土地において、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により告示します。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供します。

令和元年7月12日

佐野市長 岡 部 正 英

1 地図及び簿冊の名称

佐野市植上IV・若宮上I地区地籍図及び地籍簿

2 閲覧期間

令和元年7月22日から令和元年8月14日まで。ただし、7月27日、28日及び8月12日は除く。

3 閲覧場所

7月22日～7月26日、8月13日、8月14日

佐野市役所6階603会議室

7月29日～8月4日

元若宮上町公民館

8月5日～8月11日

植野地区公民館

4 閲覧の結果、誤りがあると認めた場合は、上記の閲覧期間内に当該調査を行った者に対し、訂正の申出をすることができます。

5 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参して下さい。

6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

7 閲覧は、期間中毎日午前9時から午後4時30分の間とします。